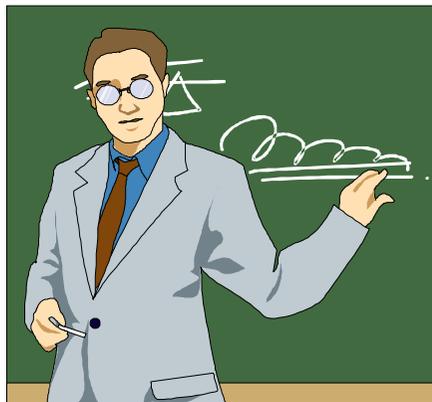


実現した特区の例(第6回認定分)

1. 教育関係特区

せたがやく

世田谷「日本語」教育特区【東京都世田谷区】



深く考える素養を身に付け、自己を表現し、日本文化を理解した人材を育成するため、思考の原点となる言語力＝日本語能力の向上を図る「日本語」科を新設し、「深く考える力」、「表現力」、「日本文化」の向上を図る。また、表現力の育成により豊かなコミュニケーション能力が育まれ、良好な地域社会の形成にも寄与する。

< 特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化) >

- ・表現力の向上による良好な社会・人間関係の構築
- ・非行の防止や不登校の減少

ながのし

長野市インターネットアカデミック特区【長野県長野市】

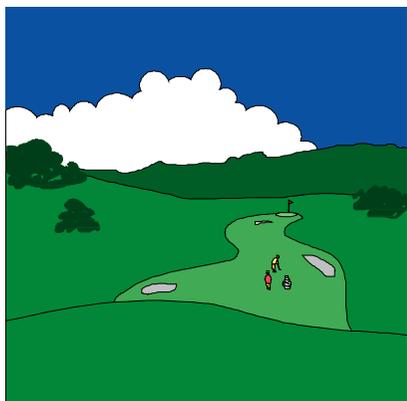


インターネットを利用した通信教育だけを行う大学院大学を設置することにより、学生の時間的・地理的制約の解消や経済的負担の軽減が図られ、社会人の再教育の機会拡大や生涯学習の活性化が期待できる。また、高度な専門知識を有する人材が地域産業の担い手となり、ベンチャー企業の起業など、地域経済と産業の活性化を図る。

< 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置、インターネット大学における校舎等施設要件の弾力化 >

- ・ITベンチャー企業の起業、雇用創出

久木野村教育特区【熊本県久木野村^{くぎのむら}】



株式会社による通信制高校を設置し、各地より集まる生徒と村民との交流により、教育分野での地域活性化を図る。具体的には、村教育委員会が特別免許状を授与した農林業従事者から学ぶ体験学習や、地域ボランティア活動を取り入れた特色ある教育を実施する。また、生徒に自己実現と社会参加の可能性を与え、社会貢献につなげる。

< 学校設置会社による学校設置、校地・校舎の自己所有を要しない
小学校等設置、市町村教育委員会による特別免許状の授与 >

- ・不登校経験を持つ子供たちの学習意欲の向上
- ・交流人口の拡大

2. 農業・都市農村交流特区

大島白いも特区【愛媛県新居浜市^{にいしまし}】



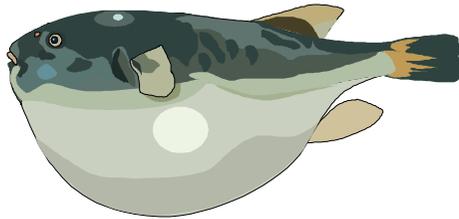
NPO(特定法人)を農業に参入させることにより、白いもの生産から特産品(白いも焼酎等)づくりまで、地域独自のユニークな営農体制を確立するとともに、地元農家、NPO(特定法人)、都市住民の連携によるコミュニティビジネスを展開し、魅力と活力ある島の再生を図る。

< 農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 >

- ・耕作放棄地の減少 640a 540a(5年後)
- ・農業従事者の増加 65人 80人(5年後)

3. 産業活性化特区

下関地区水産業活性化特区【山口県下関市】 しものせきし



漁港施設を卸売人等の民間事業者に長期間貸し付け、市場の効率的な運営や活性化を図る。また、市内3市場について卸売機能の集約化と各市場の特性を活かした機能強化、仲買人の共通化による購買力強化や仲卸店舗における観光客等への直接販売を推進することにより、地域の漁港の再生を図る。

< 漁港施設の民間事業者への貸し付けの容認 >

・3年後の市場取扱高 約3割増(22億円)、観光客の直接支出 約60億円

にいがたし

新潟市国際創業特区【新潟県新潟市】



外資系企業の進出が地域経済にもたらす波及効果は、地域産業の活性化や国際化をはじめ、社会・教育・文化など多方面にわたり、その役割は大きい。産業振興、雇用の確保の観点から、外資系企業の誘致及び外国籍住民の起業を促進し、国際的に人と情報が流入集積し、新たなビジネスを生み出すためのソフトインフラが整備された国際拠点都市の建設を目指す。

< 外国企業支店等の開設準備を行うビジネスマンへの在留資格付与 >

・雇用の確保、技術・経営ノウハウの導入

4. 環境関係特区

きたきゅうしゅうし

市民力が創る「環境首都」北九州特区【福岡県北九州市】地域再生計画と連携



全市民が環境を軸にしたまちづくりに参加する運動「世界の環境首都づくり」を進めており、この一環として、住宅街やオフィス街において、レンタカー型カーシェアリング事業を実施する。これにより、自動車の共同利用による省資源化・CO2削減、緑化スペース等の拡大、利用者の経済的負担の軽減、環境コミュニティビジネスの創造等の実現を図る。

- < 無人の自動車貸し出し(レンタカー型カーシェアリング) >
- ・CO2削減、駐車スペースの低減による緑化スペースの拡大
 - ・ごみ減量リサイクル率25%の達成(5年後)

5. 生活福祉特区

あおもりし

青森市障害者デイサービス特区【青森県青森市】



規制の特例措置の導入により、指定通所介護事業所等を障害者等のデイサービス施設として活用する。具体的には、市の4地区に各地区最低限1箇所の知的障害者・障害児のデイサービス事業所を配置し、青森市障害者福祉計画の「ライフステージの各段階での的確な福祉サービスを提供できる体制の確立」を図る。

- < 指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認 >
- ・施設福祉から在宅福祉・地域福祉への移行の促進
 - ・自宅待機の解消による保護者負担軽減、長距離移動の解消

6. 幼保連携一体化特区

佐呂間町いきいき子育て特区【北海道佐呂間町】



入所者が減少している幼稚園と保育所を統合するとともに、幼稚園廃園後、集団生活に接する機会を失う児童については、保育所において私的契約児として現行基準の定員を上回って受け入れることにより、集団生活や保育の場を確保し、子ども達の健やかな成長に資する保育環境の充実を図る。

< 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認 >

- ・保育所の定員を120名から140名に増加
- ・子育てを支援する生活環境を整備することで、女性の社会参加を促進